

○日本医科大学安全保障輸出管理規程

(令和7年3月1日規程第2号)

(目的)

第1条 この規程は、日本医科大学(以下「本学」という。)において、学術研究の健全な発展に配慮しつつ、安全保障輸出管理(以下「輸出管理」という。)を適切に実施するために必要な事項を定め、もって国際的な平和及び安全の維持に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 外為法等 外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。)及びこれに基づく輸出管理に関する政令、省令、通達等をいう。
- (2) 技術の提供 次に掲げる技術の提供をいう。
 - イ 外国における技術の提供又は外国に向けて行う技術の提供
 - ロ 非居住者又は特定類型該当者への技術の提供
 - ハ 非居住者又は特定類型該当者へ再提供することが明らかな居住者への技術の提供
- (3) 貨物の輸出 次に掲げる貨物の送付をいう。
 - イ 外国に向けて貨物を送付すること(自ら手荷物として海外に持ち出す場合を含む。)
 - ロ 外国へ送付されることが明らかな貨物を国内で送付すること。
- (4) 取引 技術の提供又は貨物の輸出をいう。
- (5) リスト規制技術 外国為替令(昭和55年政令第260号。以下「外為令」という。)別表の1の項から15の項までに定める技術をいう。
- (6) リスト規制貨物 輸出貿易管理令(昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。)別表第1の1の項から15の項までに定める貨物をいう。
- (7) キャッチオール規制 外為令別表の16の項に定める技術及び輸出令別表第1の16の項に定める貨物が、大量破壊兵器若しくは通常兵器の開発等に用いられるおそれのある場合に、経済産業大臣に許可申請を行うことをいう。
- (8) 該非判定 提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物がリスト規制技術又はリスト規制貨物に該当するか否かを判定することをいう。
- (9) 取引審査 該非判定の内容のほか、用途及び需要者等(技術を提供しようとする相手方若しくは利用する者又は貨物の輸入者若しくは需要者又はこれらの代理人をいう。以下「相手先」という。)を確認し、当該取引を行うか否かを判断することをいう。

- (10) 大量破壊兵器等 核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤、若しくはこれらの散布のための装置、又はこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機をいう。
- (11) 通常兵器 大量破壊兵器等以外の輸出令別表第1の1の項に該当する貨物をいう。
- (12) 大量破壊兵器等の開発等 大量破壊兵器等の開発、製造、使用又は貯蔵をいう。
- (13) 通常兵器の開発等 通常兵器の開発、製造又は使用をいう。
- (14) 居住者 日本国内に住所又は居所を有する自然人及び日本国内に主たる事務所を有する法人であって、外国為替法令の解釈及び運用について(蔵国第4672号昭和55年11月29日)に従い、居住者として取り扱うこととされる自然人及び法人をいう。
- なお、外国人(外国政府若しくは国際機関の公務を帯びる者又は外交官、領事官及びこれらの随員若しくは使用人は除く。)であって、次に掲げる者は居住者とする。
- イ 日本国内にある事務所に勤務する者
- ロ 日本国に入国後6月以上経過するに至った者
- (15) 非居住者 居住者以外の自然人及び法人をいう。
- なお、日本人(日本国の在外公館に勤務する者は除く。)であって、次に掲げる者は非居住者とする。
- イ 外国にある事務所に勤務する目的で出国し外国に滞在する者
- ロ 2年以上外国に滞在する目的で出国し外国に滞在する者
- ハ 日本国出国後外国に2年以上滞在している者
- ニ イからハまでに掲げる者であって、一時帰国し、その滞在期間が6月未満の者
- (16) 特定類型該当者 自然人である居住者であって、次のイからハのいずれかに掲げる者
- イ 外国法令に基づく法人その他の団体(以下「外国法人等」という。)又は外国の政府、政府機関、地方公共団体等(以下「外国政府等」という。)との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結し、当該契約に基づき当該外国法人等若しくは当該外国政府等の指揮命令に服する者又は当該外国法人等若しくは当該外国政府等に対して善管注意義務を負う者(特定類型①という。)
- ロ 外国政府等から多額の金銭その他の重大な利益(金銭換算する場合、当該者の年間所得の25%以上を占める金銭その他の利益をいう。)を得ている者又は得ることを約している者(特定類型②という。)
- ハ 日本国における行動に関し外国政府等の指示又は依頼を受ける者(特定類型③という。)
- (17) 教職員等 本学に就労するすべての教職員(労働者派遣契約その他の契約に基づき本学の業務に従事する者を含む。)をいう。
- (18) 学生等 本学の学生、外国人留学生、協定校学生、研究生、研修生及び科目等履修生をいう。

(適用範囲)

第3条 この規程は、教職員等及び学生等が行うすべての技術の提供及び貨物の輸出に適用する。

(基本方針)

第4条 本学における輸出管理の基本方針は、次のとおりとする。

- (1) 国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれがあると判断される取引は行わない。
- (2) 外為法等を遵守し、経済産業大臣の許可を受けなければならない場合は、責任を持って、当該許可を取得する。
- (3) 輸出管理を確実に実施するため、輸出管理の責任者を定め、輸出管理体制を適切に整備し、充実を図る。

(輸出管理最高責任者)

第5条 本学に輸出管理における最高責任者(以下「最高責任者」という。)を置き、学長をもって充てる。

2 最高責任者は、第27条によるこの規程の改廃の提案、この規程の運用等に関する細則等の制定及び改廃、外為法等又はこの規程に違反する事実が発生した場合の対応及び再発防止策の構築のほか、輸出管理における重要事項に関する最終的な決定を行う。

(輸出管理統括責任者)

第6条 最高責任者の下に、輸出管理業務を統括する輸出管理統括責任者(以下「統括責任者」という。)を置き、大学院医学研究科長をもって充てる。

2 統括責任者は、最高責任者の指示に基づき、本学における輸出管理に関する業務を統括し、次に掲げる業務を行う。

- (1) この規程の改廃案並びにこの規程の運用等に関する細則等の制定案及び改廃案の作成
- (2) 特定類型該当者の把握
- (3) 該非判定及び取引審査の最終的な承認
- (4) 輸出管理に係る経済産業大臣への許可申請手続
- (5) 輸出管理業務に係る文書管理
- (6) 輸出管理業務に係る監査
- (7) 輸出管理に係る指導及び教育
- (8) その他この規程に定められた業務

(輸出管理責任者)

第7条 統括責任者の下に、輸出管理業務を適切に実施するため、輸出管理責任者(以下「管理責任者」という。)を置き、各大学院教授及び基礎科学については基礎科学主任をもって充てる。ただし、付属施設又は付置施設の技術職員等が取引を行う場合は、施設の長をもってこれに代える。

2 管理責任者は、統括責任者を補佐し、次に掲げる業務を行う。

- (1) 事前確認シート(様式 1-1、1-2、1-3)の確認
 - (2) 該非判定の実施
 - (3) 取引審査の実施
 - (4) 輸出管理業務に係る教職員等からの相談に関する業務
 - (5) 事務部門との調整及び相談に関する業務
 - (6) その他細則、運用基準等に定められた業務
- (安全保障輸出管理委員会)

第 8 条 本学の輸出管理に関する重要事項を審議するため、安全保障輸出管理委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会の構成及び運営などについて必要な事項は、細則でこれを定める。
(教職員等及び学生等の取引上の責務)

第 9 条 教職員等が取引を行おうとする場合は、自ら当該取引がリスト規制又はキャッチオール規制の対象取引に該当するか否かなど、外為法等による規制への該当の有無を確認するほか、この規程の定めに従って手続を行わなければならない。

- 2 学生等が取引を行おうとする場合は、当該学生を指導する教員による適切な指導監督の下に、この規程の定めに従って手続を行わなければならない。
(事前確認)

第 10 条 教職員等及び学生等(以下「教職員・学生等」という。)は、技術の提供若しくは貨物の輸出を行う場合、外国から留学生、研究者等を受け入れる場合、又は特定類型該当者を受け入れる場合には、事前確認シート(様式 1-1、1-2、1-3)に基づき、相手先又は受入予定者に関する懸念情報、非居住者又は特定類型該当者への該当性及び例外規定(公知の技術、基礎科学分野の研究活動における技術)の適用判定等について確認を行い、取引審査の手続の要否について、管理責任者の承認を得なければならない。ただし、取引審査を行う必要があることが明らかな場合は、事前確認シートによる事前確認を省略することができる。

- 2 前項の事前確認により取引審査の手続が必要と判断された場合又は取引審査を行う必要があることが明らかな場合には、教職員・学生等は、次条に定める判定・起票及び第 12 条に定める確認・起票を自ら行った上、第 13 条に定める取引審査の手続を経なければならない。

- 3 第 1 項の事前確認により取引審査の手続が不要と承認された場合には、教職員・学生等は当該取引を行うことができる。
(該非判定)

第 11 条 教職員・学生等は、取引審査の手続が必要とされた場合は、取引の対象となる技術又は貨物がリスト規制技術又はリスト規制貨物に該当するか否かについて該非判定を行い、該非判定票(様式 2)を起票し、第 13 条第 1 項に定める審査票(様式 5-1、5-2)と共に、管理責任者に提出しなければならない。

2 前項の該非判定は、次の各号に掲げる場合に依りて、当該各号に定めるとおりに行ふ。

(1) 本学で研究・開発した技術の提供又は貨物の輸出を行う場合

教職員・学生等は、必要な技術資料を整備し、最新の外為法等に基づいてリスト規制技術又はリスト規制貨物に該当するか否かを判定する。

(2) 本学以外から入手した技術の提供又は貨物の輸出を行う場合

教職員・学生等は、入手先からの該非判定書等を入手し、前号同様、適切に判定を行う。ただし、入手先から該非判定書等を入手しなくても大学として前号の手続により該非判定ができる場合には、入手先から該非判定書等の入手を省略することができる。

(用途確認及び相手先確認)

第12条 教職員・学生等は、取引の対象となる技術又は貨物の用途及び取引の相手先について、用途チェックシート・明らかガイドラインシート(様式3)及び需要者(相手先)チェックシート(様式4)を用いて次の各号に掲げる事項を確認・起票し、次条第1項に定める審査票(様式5-1、5-2)に添付して、管理責任者に提出しなければならない。

(1) 技術又は貨物の用途について

技術又は貨物が大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等に用いられるおそれがあるか否か。

(2) 取引の相手先について

イ 相手先が「外国ユーザーリスト」(経済産業省作成)に掲載されているか否か。

ロ 入手した資料等に相手先が大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等を行う又は行ったことの記載、又はその情報があるか否か。

ハ 相手先が軍、軍関係機関若しくはこれらに類する機関、又はこれらに所属する者であるか否か。

ニ 取引のルート内の関係者の存在及び身元について不審な点があるか否か。

(取引審査)

第13条 教職員・学生等は、リスト規制及びキャッチオール規制の観点から審査票(様式5-1、5-2)を起票し、次項に定める管理責任者による内容確認・審査等を経て、第3項に定める統括責任者による最終の承認を受けなければならない。

2 管理責任者は、該非判定票(様式2)に基づき該非判定(1次)を行うと共に、審査票(様式5-1、5-2)及び前条により添付されたシートの内容を確認・審査の上、その結果を統括責任者に報告する。

3 統括責任者は、前項による管理責任者の報告を踏まえ、更に必要に応じて委員会の審議を経るなど適切な方法により、該非判定(2次)を行うと共に、当該取引について最終の承認(経済産業大臣の許可の要否の決定を含む。)を行うものとする。

(許可申請)

第 14 条 教職員・学生等は、前条第 3 項の承認により外為法等に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならない場合、所定の手続書類を作成し、統括責任者に提出するものとする。

2 統括責任者は、前項の書類を確認の上、学長決裁を経て、経済産業大臣に許可申請を行うものとする。この場合、学長は、当該申請について、理事長に報告するものとする。

3 教職員・学生等は、外為法等に基づく経済産業大臣の許可が必要な取引については、当該許可を得ていることを確認しない限り行ってはならないことを踏まえて、許可申請の手続が円滑かつ効率的に進むよう、経済産業省の関係資料に従い、第 1 項の手続書類を不足なく適切に整えるものとする。

(技術の提供管理)

第 15 条 教職員・学生等は、技術を提供する場合、第 10 条の事前確認及び第 13 条の取引審査が行われたことを確認しなければならない。ただし、事前確認により取引審査が不要と承認された場合には、取引審査の確認は要さない。

2 教職員・学生等は、当該技術の提供が外為法等に基づく経済産業大臣の許可が必要な技術の提供である場合には、当該許可を得ていることを確認しなければならない。

3 教職員・学生等は、前二項の確認ができない場合は、当該技術の提供を行ってはならない。

(貨物の輸出管理)

第 16 条 教職員・学生等は、貨物を輸出する場合、第 10 条の事前確認及び第 13 条の取引審査が行われたこと並びに貨物が出荷書類の記載内容と同一のものであることを確認しなければならない。ただし、事前確認により取引審査が不要と承認された場合には、取引審査の確認は要さない。

2 教職員・学生等は、当該貨物の輸出が外為法等に基づく経済産業大臣の許可が必要な貨物の輸出である場合には、当該許可を得ていることを確認しなければならない。

3 教職員・学生等は、前二項の確認ができない場合は、当該貨物の輸出を行ってはならない。

4 教職員・学生等は、貨物の輸出を行う場合に通関時に事故が発生したときは、直ちに当該輸出手続を取りやめ、管理責任者を通じて統括責任者にその旨を報告しなければならない。

5 統括責任者は、前項の報告があった場合には、事実関係を把握し、適切な措置を講ずるものとする。

(文書管理又は記録媒体の保存)

第 17 条 輸出管理に係る文書及びその電磁的記録媒体は、技術が提供された日又は貨物が輸出された日の属する年度の翌年度の 4 月 1 日から起算して 7 年間保存するものとする。

(監査)

第 18 条 統括責任者及び委員会は、本学における輸出管理が、外為法等及びこの規程に基づき適正に実施されていることを確認するため、監査を定期的に行うものとする。

(調査)

第 19 条 統括責任者は、輸出管理を適正かつ効果的に実施するため、リスト規制技術の保有状況について調査を行うことができるものとする。

(指導)

第 20 条 統括責任者は、教職員・学生等に対し、最新の外為法等の周知その他関係法令の規定を遵守するために必要な指導を行うものとする。

(教育)

第 21 条 管理責任者は、統括責任者の指示の下、外為法等及びこの規程の遵守の重要性を理解させ、確実な実施を図るため、教職員・学生等に対し、計画的に教育を行うものとする。

(報告)

第 22 条 教職員・学生等は、外為法等又はこの規程に対する違反又は違反のおそれがあることを知った場合は、速やかに管理責任者を通じて統括責任者にその旨を報告しなければならない。

2 統括責任者は、前項の報告があった場合には、その内容を調査し、違反の事実が判明した場合又は違反のおそれがある場合は、速やかに最高責任者にその旨を報告しなければならない。

3 最高責任者は、前項の報告があった場合は、本学内の関係部署に対応措置を指示すると共に、遅滞なく関係行政機関に報告するものとする。更に、その再発防止策を適切に講ずるものとする。

(罰則)

第 23 条 教職員・学生等が故意又は重大な過失により外為法等及びこの規程に違反した場合には、学校法人日本医科大学が定める就業規則又は本学の学則に基づき懲戒処分の対象とする。

(事務担当)

第 24 条 この規程に基づく事務の担当部署は、事務局研究推進部研究推進課とする。

(細則等の制定)

第 25 条 この規程に定めるものの他、輸出管理に関する必要な事項は、別に定めるものとする。

(法令等に基づく運用)

第 26 条 この規程の運用に当たっては、外為法等の関係法令及び経済産業省による「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)」(経済産業省貿易管理部作成)に基づき適正に運用するものとする。

(改廃)

第 27 条 この規程の改廃は、理事長を経て理事会の議決による。ただし、様式については、学長を経て、理事長の決裁をもって改廃することができる。

附 則

この規程は、令和 7 年 3 月 1 日から施行する。

様式 1

事前確認シート(様式 1-1、1-2、1-3)

[別紙参照]

様式 2

該非判定票

[別紙参照]

様式 3

用途チェックシート・明らかガイドラインシート

[別紙参照]

様式 4

需要者(相手先)チェックシート

[別紙参照]

様式 5

審査票(様式 5-1、5-2)

[別紙参照]